

学校法人尽誠学園 役員報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人尽誠学園（以下「法人」という。）の寄附行為第 2 2 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（県外出張に伴う交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額)

第 4 条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む）の上限の額は 5,057,000 円とし、各役員報酬額はその範囲内で、理事会において決定する。

- 2 常勤の役員の退職慰労金は、支給しないものとする。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、年額 50,000 円とする。
また、非常勤の監事が行う監査業務は、一日につき 10,000 円とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 21 日（ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に順次繰り上げて支払うものとする。）
- (2) 賞与 毎年 6 月及び 12 月
 - 2 非常勤の役員に対する報酬の支払方法は、毎年 5 月に開催する定時理事会の終了時に、所得税を源泉後、現金又は銀行振込により支払する。
 - 3 第 4 条第 3 項の監事の監査業務については、その都度現金で支払する。

(費用)

- 第 6 条 役員が県外出張をするときは、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解雇された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、金額計算に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 5 0 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 5 0 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

- 第 9 条 法人は、この規程をもって、私立学校法第 6 3 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第 1 0 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第 1 1 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。